

会館リニューアル工事 可決

12月28日、当会会館5階大会議室において臨時総会が開催された。主要議案は会館のリニューアルに関するものであり、賛成多数で可決・承認された。

第1号及び第3号議案 横浜弁護士会選挙規定 一部改正の件

これらは、毎年12月中旬に多数人会する新入会員に日弁連及び当会に関する選挙権・被選挙権を認めるべく、従来同月15日であった選挙の公示日を翌年1月10日に変更する議案と、綱紀委員会委員及び懲戒委員会委員の選任の議案であり、それぞれ全会一致、圧倒的多数により可決された。

第2号議案 横浜弁護士会館リニューアル工事の件

克宏副会長から、会員数の大幅増加が続く当会において、執務場所が狭小化している事務職員の職務環境の改善を図り、かつ設備上の便宜を向上させることを目的として、会館にリニューアル工事を施すとともに、会館よりも交通の利便性の高い場所に新たに法律相談所を設置し、法律相談事業の多くを移設するものであるとの説明がなされた。さらに、質問に対する回答として、理事者側から、議案中にリニューアル後の状態を確定していないのは、全体の構想をまず決めた上で、詳細については各会員から個別の要望を採り入れることを予定しているからである、このリニューアルによつて当面は大規模な修繕を必要としないと考えられる、等の説明がなされた。

開会宣言をする小島会長

議決風景

横浜弁護士会新聞

発行所
横浜弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.yokoben.or.jp/>

**横浜弁護士会臨時総会
開催のお知らせ(予告通知)**
日程 平成24年3月8日(木) 13:00
場所 横浜弁護士会館 5階 大会議室



横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

本会財政の現状と課題、その対策

3月の臨時総会に向けて

の支出増が予想され、単年度収支が赤字となる可能性を否定できない。会員増により会費収入は増加しているが、職員費、PCシステム改修費、通信費及び印刷費等も同じく増加しており、収入増の大部分は会員増による支出の増加により消費されてしまっている。

であった。

【法律援助事業費の減額】

来年度の本会活動の財源を確保するため、直ちに取得する緊急の対策として、昨年10月の常議員会において法律援助事業の加算報酬標準額を減額することを提案し、承認を得ることができた。被疑者、少年の権利擁護に尽力されている多くの会員の負担とその活動の意義を理解したうえで、加算制度維持のためにもやむを得ない苦渋の決断であったが、法律援助事業への支出額は1000万円程度の減額にとどまる見込みで、未だ1000万円程度の財源不足の状態にある。

【特別基金活用のための制度改正】

若手会員の収入状況や司法修習生の就職問題等

この議案は、賛成12、反対16、棄権2で可決承認された。第2号議案については、理事者側から説明されたように、会員の意見を採り入れることを予定しているため、今後、会員から具体的な要望を出すことが極めて重要と考えられる。

(会員 西角 幸治)

からして、現段階での会費値上げは避けるべきである。そこで、従来十分に活用されてきたとはいえない特別基金の活用が新たにクローズアップされることとなった。ただ、特別基金の活用には問題点もあるため、現在執行部ではこれら問題点を検討し、来る臨時総会において必要な規程改正ができるよう準備中である。これにより会費値上げによらずに一般会計の黒字化を可能とすることができるのである。

なお、これにより単年度赤字を当面の間回避することが可能となるが、その間に財政制度を改革し、財政基盤の強化を図ることも忘れてはならない課題である。この点、昨年12月の常議員会において財政制度改革特別委員会を設置し、財政を健全化し、本会の活動の維持と発展のために必要とされる財源を確保すべく、財政制度の改革について既に検討を開始しているところである。

(副会長 狩倉 博之)

山ゆり

震災について言葉にすることは憚られる。被災者の方の本当の苦しみを、被災者ではない自分に分かりうるはずもなく、何を言っても空虚に感じるからだ▼昨年末一人で石巻市を訪問した。弁護士としてではなく、とある団体の企画担当者としてである。ボランティア弁護士名簿に登録していながら、震災後、被災地を訪れたのはこれが初めてであった。スケジュールが理由ではあるが、実のところ現実を目の当たりにすることから逃げていたかもしれない。実務修習は仙台だったから、被災地の多くに訪れたことがあり、かつての姿を色濃く覚えていた▼高速をおりるといわれる市街地で、大型ショッピングセンターは家族連れで賑わっていた。しかし、ある一線を境に何も無い、いや見渡す限り建物の基礎と乾いた土ばかりの光景が広がっていた▼あの時感じた気持ち、言葉にすることは難しい。私一人が被災地に行つたところで、何がどう変わるわけではない。ただ、あの気持ちを覚えることは必要だと思った。「忘れない」ことが大切なのだ。(城田 孝子)

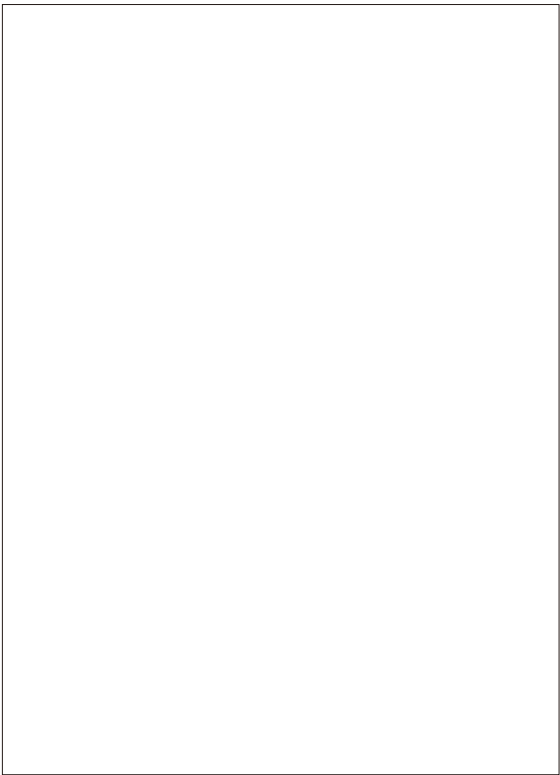
自殺予防と自死遺族の救済を

自殺問題対策プロジェクト活動報告

日本では平成22年までに13年連続で年間自殺者が3万人を超えており、おそらく平成23年も3万人を超えたと思われる。また、一般に1人の自殺者に対して遺族は4、5人いるといわれており、自死遺族も14年連続で12万、15万人を超えたことは間違いないだろう。自殺予防および自死遺族の救済は、急務となっている。

そこで、消費者問題対策委員会、貧困問題対策本部、高齢者・障害者の権利に関する委員会、法律相談センター運営委員会によって構成された自殺問題対策プロジェクトチームは、自殺問題に対する研修会、自死遺族を対象としたホットライン、自殺企図者等を対象とした対面型相談会を企画した。これらの企画は、神奈川県内の地域自殺対策緊急強化交付金を利用している。

これまでのところ、自死遺族を対象としたホットラインが昨年11月から継続的になされており、12月14日には精神科医と経験弁護士を招いた研修



会も行われた。研修会では、神奈川県精神神経科診療所協会副会長の三木和平医師がうつ病の患者の症状と対応方法をわかりやすく説明され、その後、自死遺族支援弁護団の和泉貴士弁護士が自死遺族の直面する障壁と法律問題を具体的事例を挙げ説明された。

夜遅くまで行われた研修会であったが、自殺問題対策が自殺予防と自死遺族の救済の両輪からなることが良く理解できる凝縮された内容であった。

我々弁護士が自殺企図者の命をつなぎ止めるゲートキーパーの一角を担い、多くの障壁によって隠れてしまっている自死遺族を救済する可能性をもっていることは間違いない。ぜひ、会員の皆様には、自殺問題に関心を持っていただければ幸いである。

(会員 小野 通子)

支部だより

基本は地域に密着した法的サービス

県西支部副支部長 前島 憲司

当会県西支部は、この原稿を書いている平成23年12月末現在会員数は101人である。私は56期で平成15年10月に弁護士登録をした。私が登録した当時は60人くらいであったので会員数は8年で1・5倍になった計算になる。会員数が急増しているのは、他の地域と同じではないだろうか。

県西支部地域は、神奈川県内ではあるが、横浜などの都市部と違い地方色が濃いところがある。都市部では、事件数が減って仕事がないような話も聞くが、県西支部地域ではまだ事件がなくて困っているという話は聞かない。大手弁護士法人の支所開設などの話もない。ただ、最近では、都市部大手法律事務所、司法

書士事務所が県西支部管轄地域内で出張法律相談会を頻繁に開いている。県西支部地域に需要があると見れば、このような事務所が進出してくる可能性もある。県西支部地域の会員も、古き良き時代の余韻に浸たれるのもあとなずかかもしれない。

年末の新人紹介は

盛況のうちに

昨年12月26日、ロイヤルホール横浜にて恒例の新年会員歓迎会が開催された。

対象となる新入会員は、司法研修所新64期の修了者および前回歓迎会以後に当会に入会した会員であり、そのうち合計82名の会員が出席した。

歓迎会は、高岡俊之会員の司会進行のもと、小島周一会長の挨拶に始まり、恒例の新入会員の自己紹介が行われた。自己紹介では、緊張のせいかわずかであったが、最初から最後まで、会も進んでいくうちに酒の力と高岡会員の突っ込みも相まって、ユーモア溢れる紹介などもあり盛り上がりつつあった。

その間、会場のあちらこちらでは交流の輪ができて、新入会員は新しく印刷された名刺を先輩会員と何度も交換し、テーブルの上は名刺で一杯となり、名刺の名前と顔とを

自己紹介をする新入会員

会の最後には、若田順副会長から中締め挨拶が行われ、これから弁護士として活躍される新入会員らにエールを送られ、歓迎会は盛況のうちに終了し、新入会員らは懇親を深めることができた様子であった。

(会員 田鍋 智之)

市民の皆様と交流

●協同組合バザー開催●

昨年12月22日、恒例の協同組合バザーが開催された。

私は、本年度実行委員

長として、当初、集荷点数500点、売上80万円を目標に掲げ、楽しく実りあるバザーを打ち上げ

人気商品を買求める来場者

た。そのため、異例であるが、実行委員会を3回開き、うち1回は懇親会まで開いた。ところが、健闘むなしく集荷点数、売上ともに例年並みで残念な結果となった。原因は近時の不景気に加え、震災の影響もあり、集荷点数が伸びなかったことにあると思われる。そのような中、市民の皆様と交流がもてたことは大変な収穫であったと思う。

多忙の中、当日、積極的に参加して下さった会員の皆様には、心から感謝申し上げる。

(会員 高岡 俊之)

私の事件ファイル 18

日本全国の名酒名産巡り
沖縄の「泡盛」から旭川のお酒「男山」

会員 岡部 光平

沖縄本島の南端にて（左が筆者、右が関根幸三会員）

私は、昭和57年4月に当会に入会させて頂き、関根幸三先生の事務所で15年間お世話になり、平成9年5月に日本大通り法律事務所を飯田直久会員と三浦修会員とともに立ち上げました。

約30年間の弁護士業務の中で忘れられない事件は数限りなくあります

が、弁護士になってすぐにボスの関根先生から「俺のライフワークだから、俺が死んでも引き継いでやってくれ」といわれた那覇地裁の民事事件が一番印象に残っています。

事件の詳しい内容は、時の経過とともに記憶が薄れていますが、沖縄返還前の琉球政府時代の紛争が法廷に持ち込まれたもので、名高いホテルの女性経営者が魑魅魍魎の輩に騙されてホテル等を失い、それを取り戻そうとしていた事件でした。

私がこの事件に関与したときには、日本でも著名な弁護士の方々が何人も付いては離れを繰り返されていた段階でした。

ただ、ボスは依頼者にお金がないことを知っていましたから、本当に手弁当で仕事を引き受けて、第一審敗訴、控訴審敗訴、最高裁一部破棄差し戻し（口頭弁論が開かれ出頭しました）、差戻審で和解するまで真摯に頑張りました。

私の無上の喜びでした。南の沖縄では「泡盛」に魅入られ、北の旭川では「男山」に震い、米沢では「東光」に酔いました。

ある中年女性からの依頼を受け離婚調停を申立てました。夫がお酒を飲んできては妻の顔を湯船につけるなどの暴力を頻りに振るうという内容でした。今というDV事件

被災地へ向けた活動が行われていた。

私たち一人一人の力は必ずしも大きなものではないかもしれないが、皆が手を取り合い、「復興」という同じ目標

に向かってそれぞれ

の出来る「救援活動」を止めることなく進めていくことがこれから重要となっていくのではないだろうか。

あの大震災からもうすぐ1年。自分自身、これからも被災地になにか貢献出来ることはないかを考えていきたいと思います。

（日本テレビ 松永 新巳）



2011年3月11日午後、私はいつもと同じくコンピュータに向かっていた。直近に取材していた案件の原稿を書いている途中、ふいに大きな揺れを感じた。棚の本や、書類が落ちてくる中で机にしがみつき、揺れがおさまるのを待った。数分後には、東北で大きな被害が出ていることを知った。

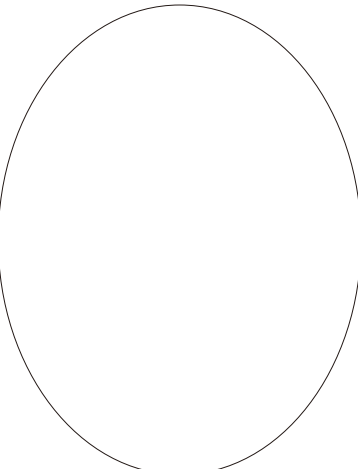
兵庫県で生まれ育った私は10代のころに阪神淡路大震災を経験した。電気、ガス、水道などはとまり、他の地域がどれだけの被害を受けているかも全くわからない状況だった。当時の経験から、被災地に情報を伝達することの出来る報道機関への就職を志すようになった。

機関やボランティアの方々が活動されている状況を目の当たりにした。横浜でも、被災地への物資の運搬など様々な救援活動が行われ、国内・国外を問わず

常議員会
の い ま

若手会員も自由に発言

会員 渡邊 寛一（56期）



私は、平成18年に東京から登録替えて当会に入会したが、常議員は登録

以降初めて経験する職であった。これまでの常議員会のイメージは、執行

部の提案について、重鎮の先生方や論客の先生方からの鋭い指摘や批判などがあり、その上で熱い議論が繰り広げられているのだらうと勝手に思っていた。そのため、元来平和主義者で引込み思案の私に務まるのかという若干の不安もあった。

しかしながら、実際には若手会員も自由に発言できる雰囲気があり、和気あいあいと進められて

いるものであった。議論や報告の内容は、多岐にわたるものであり、時には厳しい議論になることもある。しかし、それも当会、ひいては弁護士業界全体の発展のためになされるものであるのだ、意義深いものであり、聴いているだけでも勉強になる。特に今後の法費養成に関わる議論や当会の財政に関わる議論は考えさせられることが多い。

毎回送られてくる資料の量や当日の議論の状況からして、準備には相当の労力がかかるものであることは容易に想像できる。そのような準備を怠らず、会のために尽力されている執行部、議長・副議長及び職員の方々に感謝の念に堪えない。

今期の常議員会も本原稿執筆時点で既に折り返し地点を過ぎ、本原稿が掲載される頃には、残すところあと数回となっているものと思われる。私はこれまであまり発言をしていなかったが、残り少ない常議員会で発言する機会があれば積極的に発言していきたいと思う。

私の赤い

会員

吉岡

津

今一番はまっているのはベリーダンスです。主に女性用の振り付けですが、写真のようにメンズ

もちろんおられます。

ここ1年間ほどは、テ IPPネス二俣川、横浜、鴨居店で、週2、3回舞っています。

フィットネスは社会人1年目から始めているので、かれこれ十数年…すっかりベテランの域に達

していました。当時は

エアロビ全盛でしたが、徐々にハウスやダンス系エアロが流行り、私のダンス嗜好も、エアロビ↓ハウス↓ラテン↓バイラ(ダンスミックス)↓そしてベリーと変遷しています。

私が踊っていてトラン

ス(異常にハイテンションになる状態)できるのは、踊りの振付と、曲目

と、インストラクターの

ノリと、共に踊っている

踊り手達の動きが、全て

融合して一体感が出た

きです。現在、トランス

発生率が一番高いのがベ

リーです。ただ、トラン

スした後は、寝付きが悪

くなったり、仕事モード

込みます。

あなたも仕事に行き詰

まったら、ちなりとフィ

ットネスに駆け込みませ

んか、いつでもお付き合

います。ちなみにティ

ップは、どの店舗もスタ

ジオやロッカールーム、

浴室がともきれいな

で、いつも気持ちよく過

ごせします。

というわけで、今後、

弁護士会でもベリー仲間

が増えていったらいいな

あと思っています。

ベリー仲間と(右端筆者)

専門実務研究会

知的財産法研究会

紹介

知的財産法研究会では、これまで毎月2回程度、早朝勉強会を実施し

てきている。また、年に2回から3回程度、元知的財産高等裁判所判事や

知的財産法分野において第一線で活躍する弁護士や弁理士等の実務家を招いて、公開研修を実施している。

知的財産法という、特許法や事案の技術的側面の難解さなどの印象が強く、知的財産権の重要性が強く叫ばれる中にある

ても、まだまだ普段の実務からは、馴染みのない法分野のように感じら

れるところもあるかと思われる。

しかし、当研究会では、特許法に限らず、不正競争防止法や著作権法分野についても幅広く研究活動を行っており、昨年は、不正競争防止法関係の判例研究、秘密保持契約の実務に関する研究をテーマとして、継続的に勉強会、研修会等を実施してきた。

また、当研究会は、一昨年から日本弁理士会関東支部神奈川委員会と毎年秋に合同研修会を開催するようになり、知的財産法実務を行なっていくにあたって欠かせない存在である弁理士の方々と相互補完関係を構築すべく、弁理士会との交流活動にも積極的に取り組んでいる。

当研究会の活動の中心は、前述の早朝勉強会であるが、この勉強会には、当会館に朝8時30分に皆で集まり、ラジオ体操を行なうことから始めている。ラジオ体操のお

優勝は本人もビックリの大橋俊二会員！

大盛況！

横浜法曹ゴルフ忘年例会 総勢23名参加

熱戦が繰り広げられた。また、同時に各組4名の合計ネットを競うチーム戦も行なった。

チーム戦では、本来、各組4人の合計で競うため全員最後まで気が抜けないプレーが求められる。しかし、そこは忘年例会、お昼に磯子カンツリーの美味しい料理が酒肴となり、一気に和やかムードに。

そのような雰囲気の中で優勝者は、発表した瞬間、本人もビックリの大橋俊二会員。同組の4人の中では最多のスコアであったため、むしろ足を引っ張ることを懸念されていたようであったが、新ペリアがズバリはまりネット72・2で見事優勝。磯子カンツリー名

物の豪華料理セットを獲得した。2位は、3位と

チーム戦は、大橋会員の活躍もあり、永井崑朗会員率いるチーム(田中治会員、大橋会員、三谷淳会員)が297・0で優勝！2位にはわずか4人のネット合計0・4の僅差(297・4)で、

大橋会員(左)と筆者(右)

同ネット73・2ながら年齢差で佐藤克洋会員、3位は見事ベスグロ78で回った井上雅彦会員が貫禄の入賞となった。大橋会員の活躍は、改めて新ペリアによるコンペの行方は、最後まで分からないものであると感じた。

編集後記

広報委員会は対外と対内の広報に分けて編成することとなったため、今後は編集委員会という名

称にて弁護士会新聞の編集に携わっていくこととなりました。

新名称の下、気持ちも新たに充実した紙面作りを目指しますのでどうぞご期待ください。

大和田 治樹
奥園 龍太郎
西角 幸治
大河内万紀子
三橋 潔
城田 孝子
千歳 博信